

5)

障がい者等専用駐車スペースに関する調査（公的施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

5) 公的施設

問1) 駐車場における駐車可能台数(障がい者等専用駐車スペース含む)は何台ですか。(概数で可)

問2) 障がい者等専用駐車スペースの駐車可能台数は何台ですか。

問1: 駐車可能台数

～100台	16
101台～300台	11
301台～500台	3
501台～1000台	4
1001台～2000台	0
2001台～5000台	0
	34

	回答者数	基準数充足	基準数未充足
全体	34	32	2
%		94%	0
行政庁舎	20	18	2
%		90%	0
警察関係	5	5	0
%		100%	0
病院関係	9	9	0
%		100%	0

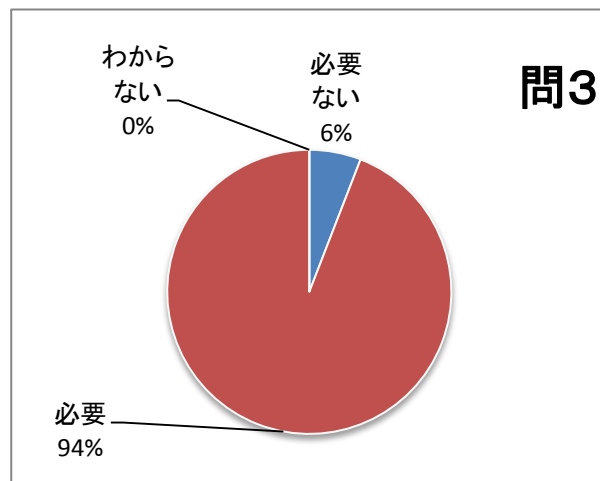
問2: 障がい者等専用駐車スペース

0台	0
1～10台	31
11～20台	0
21～30台	2
31～40台	0
41～50台	1
	34

・まちづくり条例の整備基準における車いす駐車場の整備台数について、今回の抽出施設においては、2施設を除く全ての施設(94%)において、充足している。

問3) 障がい者等専用駐車スペースは必要だと思いますか。

1. 必要ない	2
2. 必要である	32
3. わからない	0



・「必要である」が全体の94%。なお、「必要ない」における理由として「苦情がなく、必要があれば玄関付近で乗降している」「優先駐車スペースを確保しているため」

5)

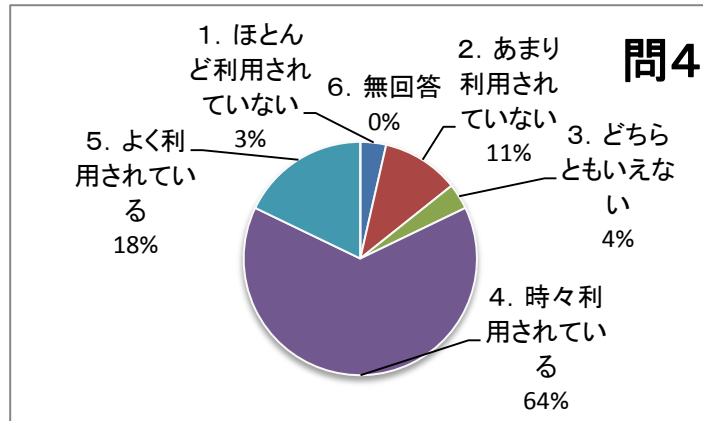
## 障がい者等専用駐車スペースに関する調査（公的施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

問4)障がい者等専用駐車スペースの利用状況についてお答えください。(1つに○)

1. ほとんど利用されていない	1
2. あまり利用されていない	3
3. どちらともいえない	1
4. 時々利用されている	18
5. よく利用されている	5
6. 無回答	0

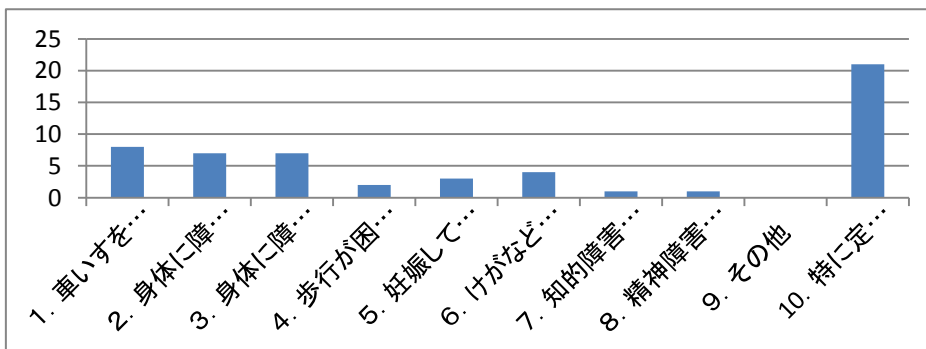
・「時々利用されている」が全体の64%、次いで「よく利用されている」が18%、あまり利用されていない11%となっている。



問5)貴施設における障がい者等専用駐車スペースの利用者の対象範囲をどのように定めていますか。

(複数に○可)

1. 車いすを使用している方	8	29%
2. 身体に障害のある方(車いすを使用していないが歩行困難)	7	25%
3. 身体に障害のある方(車いす使用者及び下肢障害以外)	7	25%
4. 歩行が困難な高齢者の方	2	7%
5. 妊娠している方	3	11%
6. けがなどにより一時的に歩行困難となった方	4	14%
7. 知的障害のある方	1	4%
8. 精神障害のある方	1	4%
9. その他	0	0%
10. 特に定めていない	21	75%



・「特に定めていない」が全体の62%、次いで「車いすを使用されている方」24%、「身体に障害のある方(選択肢2・3)」が21%となっている。

・なお、病院関係では「車いすを使用している方」が56%と半数を超えている。

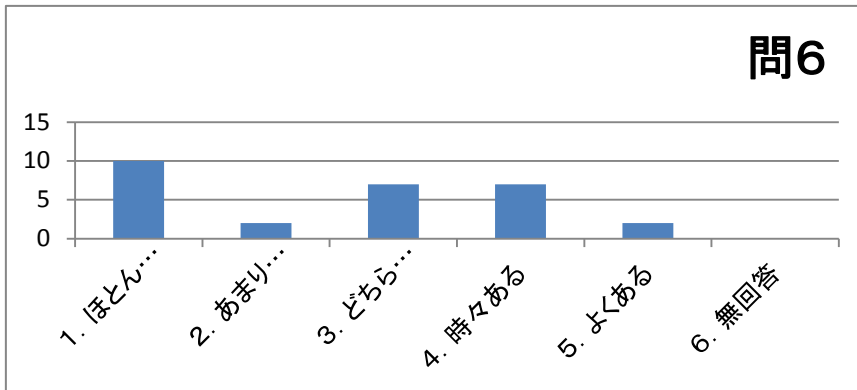
5)

## 障がい者等専用駐車スペースに関する調査（公的施設）

北のユニバーサルデザイン協議会

問 6)障がい者等専用駐車スペースの不適切な利用の状況について、お答えください。(1 つに○)

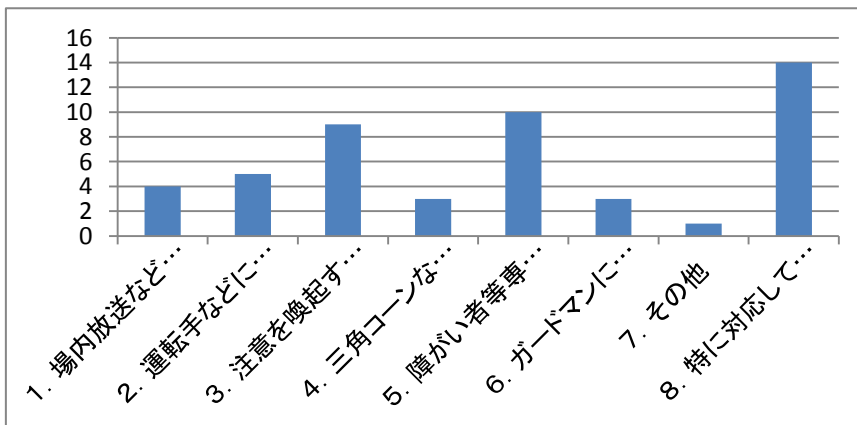
1. ほとんどない	10	29%
2. あまりない	2	6%
3. どちらともいえない	7	21%
4. 時々ある	7	21%
5. よくある	2	6%
6. 無回答	0	0%



- ・「ほとんどない」が全体の約3割にあたる29%、「あまりない」「時々ある」がともに21%となっている。
- ・病院関係では「よくある」が33%と、他の対象と比べ、若干高い。

問 7)障害のない方による駐車など、障害者スペースの不適切な利用に対し、どのような対応をされていますか。(複数に○可)

1. 場内放送などによる間接的な呼びかけ、移動依頼	4	12%
2. 運転手などに対する直接的な移動の依頼	5	15%
3. 注意を喚起するためのポスター、看板などの設置	9	26%
4. 三角コーンなどの設置	3	9%
5. 障がい者等専用駐車スペースの路面に目立つ塗色	10	29%
6. ガードマンによる巡回	3	9%
7. その他	1	3%
8. 特に対応していない	14	41%



- ・「特に対応していない」が全体では最も多く41%、次いで「路面に目立つ塗色」が29%、「注意を喚起

するためのポスターや看板などの設置」が26%となっている。

- ・「その他」の回答としては「車椅子利用駐車場の入口に業務上できる範囲内で警備員が立ち、利用する際に使用理由を確認している」
- ・「特に対応していない」理由としては、「障害の確認が(程度)が判らない。」「不適切利用事例がないため(最多数)」

問 8) 不適切な利用をなくすために、どのような取り組みが必要だと思いますか。(複数に○可)

1. マナー向上のための啓発(PR)活動を積極的に実施するべきである	25	63%
2. 駐車場を設置している事業者(スーパーや役場など)の対応を強めるべきである	4	10%
3. 行政が利用許可証を発行し駐車可能な方を明確にすべきである	4	10%
4. 障がい者等専用駐車スペースへの駐車に、駐車禁止除外指定者標章を活用する	6	15%
5. その他	0	0%
6. 特に取り組みは必要ないと思う	1	3%
7. わからない	0	0%

- ・「啓発(PR)活動を積極的に実施」が全体の74%と最も高く、次いで「障がい者等専用駐車スペースの駐車に、駐車禁止除外指定者標章を活用」が18%となっている。
- ・「特に取り組みは必要ないと思う」理由については、「特別に混雑している以外は不適切利用がほとんどないため」であった。

問 9) 仮に、行政において障がい者等専用駐車スペースに関する啓発事業を行った場合、貴社(施設)において協力(イベント実施場所の提供、ポスター掲示、チラシ配布等)をいただけますか。

\* 回答なし

問 10) 障がい者等専用駐車スペース及び障がい者用駐車施設利用証制度に関する要望や意見等があれば、ご記入ください。

障がい者や妊婦などは外見から判断しづらく、特に妊婦は、専用スペース(駐車場や公共交通機関の専用シート)を利用しづらい環境にあると思います。これは、健常者1人1人の意識、マナーによって、より良い使用状況が生まれると思いますので、もっと周知、啓もうを活発に行うべきと考えます

制度化は、悪いことではないと考えるが、結局は、ドライバーのモラルの問題であり、制度導入によってモラルが向上するかは疑問が残るところである。パーキングパーミットは、障がい者を厳格に仕分けしなければ意味がない(証書の乱発防止)が、障がいの程度、専用スペースを利用しなければならない事情等と行政が公平に判断できるか難しい面もあるのではないかと

障害のない方が、障害者等専用駐車スペースに駐車することは、個人のモラルの問題でもあるので、マナー向上のための啓発PRを強化すべきではないか。分煙についてのマナーも、今これだけ浸透しているのだから、同じくらいマナー向上のPRをしていくべきではないかと思う。